

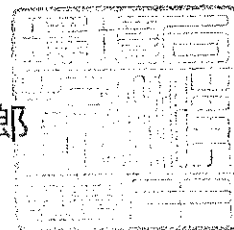
諮問 第22号

東京都環境審議会

東京都環境基本条例第25条第2項第2号の規定に基づき、第6次水質総量規制に係る総量削減計画の策定及び化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準の設定について諮問します。

平成19年1月9日

東京都知事  
石原 慎太郎



(案)

18都環審第15号

平成19年3月26日

東京都知事  
石原慎太郎様

東京都環境審議会  
会長 小早川 光郎

第6次水質総量規制に係る総量削減計画の策定及び  
化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の  
総量規制基準の設定について（答申）

平成19年1月9日付けで諮問のあったこのことについては、  
別添「東京湾における東京都の化学的酸素要求量、窒素含有量  
及びりん含有量に係る総量削減計画」及び「化学的酸素要求量、  
窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準」のとおりとす  
ることが適当であると認めます。